

カードローン 借換 ローン

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	けんしんカードローン借換ローン (三菱UFJニコス株式会社保証付)
2. ご利用いただける方	・当組合「けんしんカードローン」「スクエアカードローン」「たかしんカードローン」(旧日本信販保証分)のご利用の方でその一括返済資金の借換を希望される方 ・借換元商品 「けんしんカードローン」 ・借換元商品 「スクエアカードローン」 ・借換元商品 「たかしんカードローン」 ・三菱UFJニコス株式会社の保証が受けられる方
3. お使いみち	当組合「けんしんカードローン」「スクエアカードローン」「たかしんカードローン」(旧日本信販保証分)の元本一括返済資金
4. ご融資金額	・借換元商品の借入金元本の範囲内。(1万円単位)
5. ご利用期間	・6ヵ月以上5年以内
6. ご融資利率	・当組合所定の利率によります。(金利につきましては、窓口へお問い合わせ下さい)
7. ご返済方法	・毎月元利均等返済(融資金額の50%以内の範囲でボーナス併用も可能です。)
8. 担保・保証人	・原則不要です。 但し、保証会社の判断により必要な場合もあります。 ・三菱UFJニコス株式会社の保証をご利用いただきます。
9. 手数料	・繰上一括返済をする場合は、所定の手数料が必要となります。
10. その他	・ご融資金は指定口座へ入金後、借換元のカードローンの残債務を一括返済していただきます。
11. 苦情処理措置、紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合 お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(以上)